



丸山 剛史・井上 恵美子・釜田 史・白石 崇人・大谷 奨・亀澤 朋恵・内田 徹 著『近代日本小学校教員検定制度史研究－地方における試験検定・無試験検定制度運用と受験の実際－』

船寄, 俊雄

(Citation)

研究論叢, 32:65-70

(Issue Date)

2026-06-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/0100505525>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100505525>



4. 書 評

丸山 剛史・井上 恵美子・釜田 史・白石
崇人・大谷 奨・亀澤 朋恵・内田 徹 著
**『近代日本小学校教員検定制度史研究―地方
における試験検定・無試験検定制度運用と
受験の実際』**

船寄 俊雄(岡山商科大学教授／神戸大学名誉
教授)

＊

「よくまとまったなあ」というのが、本書を手にした最初の感想である。感慨といった方がよいかもしれない。なぜなら本書の起点が、井上恵美子（当時フェリス女学院大学教授）が研究者代表者となって 2002 年度から 2005 年度にかけて行われた日本学術振興会の科学研究費（以下、科研費）による研究にあり、筆者もそれに参加していたからである。その研究成果が、2006 年に発行された報告書『平成 14 年度～平成 17 年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書 戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究―教員試験検定の主要教科とその受験者たちの様態の分析』である。その研究は、副題に見るように試験検定の分析を目指したのであるが、研究を進めていくと、この点は共同研究者であった笠間賢二（当時宮城教育大学教授）の功績が大きいのだが、小学校教員免許状の取得ないし上進における無試験検定制度の解明が不可欠であることが認識されることとなった。そこで、その共同研究に途中から参加した丸山剛史（当時工学院大学非常勤、現在宇都宮大学教授）が新たに研究代表者となり、2011 年度から 2020 年度まで三度にわたり連続して科研費を獲得し、

粘り強く研究を進めた。その成果が本書なのである。

＊ ＊

井上科研の開始から 24 年、丸山科研開始からでも 15 年が経過している。それが冒頭の感慨につながっている。その感慨には長年の労苦に対する労いの気持ちが込められていることはいままでもないが、さらに二つの筆者の思いが込められている。一つは、この小学校教員検定制度史という研究課題を自らの研究課題として深めてこなかったことに対する無念の思いである。筆者は、小学校教員検定制度史研究について、「小学校教員養成史研究を完結させるためには、必ず取り組まなければならない課題である」（拙稿「教員養成史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第 13 号、1994 年、84 頁）と書いたことがあり、先に記した井上科研への参加も自らそれを実践するためであった。しかし、その後筆者は中等教員養成史研究に研究の重心を移したことで、神戸大学の周年史編集の仕事や大学改革の大波にまともに飲み込まれ、自らの言説を形にすることができなかった。そのことが無念なのである。

いま一つは、「あとがき」で丸山が次のように記したことへの率直な共感である。

それにしても研究を取り巻く状況は厳しかった。教育改革、大学改革が進み、改革や改革の準備のために時間が費やされ、研究環境が悪化するなかでの共同研究であり、研究会開催日程を調整すること自体が困難であった。年 1、2 回の研究会が唯一、心のオアシスであり、研究会で

知的な刺激を得て、活力を取り戻し、再び日常の多忙な業務に立ち戻ることができた。COVID-19の感染拡大防止の影響により調査自体ができない時期もあり、何をすべきか考えさせられたこともあった(316頁)。

1990年代から今日に至る30数年を大学教員として過ごした者ならば、誰もが共感するだろうことが書かれている。共同研究において、研究会を設定する日程すらままならないくらいの多忙化の中に皆が居た。そしておそらくそれは今も続いているはずである。ともかくその時期、大学教員は教育と研究、とりわけ研究に割く時間を極限まで削り、大学改革に挺身した。失われた30年と言ってよいだろう。すべての分野における研究の立ち遅れは、もはや回復不可能と言ってよいかもしれない。

さて、本書の書評である。一読して気づくことは、終章がなく完結性に欠ける、また、個別論文の集積であり、全体の統一性に欠けるということだろう。厳しい読者なら、科研の報告集ならまだしも、頒価をつけた出版物として出すことはいかがなものかというクレームをつけるかもしれない。しかし筆者は、科研費による研究成果を数枚の報告書提出(2000年代の早い時期に冊子体での報告書提出の義務がなくなった)に留めず、日本学術振興会の出版助成を獲得し出版するという、科研という公費の使い方としては、最も真つ当な方法を実践したという意味で賞賛したい。基盤的研究経費(大学から教員に支給される校費。いわゆる「生活費」)が減らされ、いつの頃からか研究したければ科研で確保せよというように研究環境が変化し、また科研を獲得しても、先に丸山が嘆いたとおり、使用で

きる時間的余裕がなく、結局科研費が「生活費」の足しになり、研究成果も数枚の報告書で終わり、科研が本来の意味をなさなくなっている状況が広がっているからである。

小学校教員検定制史研究は、ようやく緒についたばかりである。すべての研究成果は次なる研究への一里塚であると筆者は考えるが、本書は、残された研究課題を浮き彫りにしたという点で偉大な一里塚である。本書がきっかけとなり、研究が本格化することを強く念じるものである。その際、「序章 小学校教員検定制史研究の課題と方法」(丸山剛史執筆)は、巻末の「資料 小学校・国民学校教員検定関係文献目録(稿)」と併せて研究の枠組を作る上で熟読を必要とする。

「第1章 小学校教員検定制の形成とその展開」(釜田史執筆)は、この制度の全国レベルでの展開を旧学期全般にわたって叙述した秀逸の見取り図となっている。

「第2章 小学校教員試験検定制の成立と実施—明治期鳥取県の場合」、 「第3章 小学校正教員試験検定受験者に求められた教育学的知識—明治末期鳥取県の場合」(いずれも白石崇人執筆)は、本書において唯一試験検定制度を分析したパートであり、かつ教員養成研究の核心である教育学教育の内容を考察している。執筆者が人口に膾炙している「教育学的教養」という用語を使わず、なぜ「教育学的知識」という用語を使っているのか、提供される「教育学的知識」が小学校本科正教員では大瀬甚太郎の教育学であり、尋常小学校本科正教員では小平高明の教育学であったことにどのような意味があるのか等問うてみたいことがある。

「第4章 『小学校教員無試験検定認定校』制度とは—中等教員検定制との比較を中心として」(井上恵美子執筆)は、執筆者が本研

究の起点より関心を有し、長年研究してきた学校単位で小学校教員免許状が認定される検定制度研究の到達点であり、おそらく本書において初めて明らかにされる重要な知見である。それでも「認定校」を定義することの困難さが指摘されており、研究課題は尽きない。

「第5章 小学校教員無試験検定に関する事例研究—東京府の場合」、「第6章 小学校教員無試験検定に関する事例研究—秋田県の場合」（いずれも釜田史執筆）は、第4章で明らかにされた無試験検定が適用される「認定校」として、東京府の場合は主として和洋裁縫女学校を、秋田県の場合は主として私立秋田女子技芸学校と私立聖霊高等女学院を取り上げ考察している。釜田が実証したこれらの事例は、これまでの小学校教員養成史研究ではほとんど知られることのなかった事実である。

「第7章 高等女学校補習科の小学校教員養成機能—北海道の場合」（大谷奨執筆）は、女性教員の養成を女子師範学校を増設するのではなく、高等女学校に設置した補習科に代替させてきた北海道の事情を論じたものであり、これもこれまでの小学校教員養成史研究ではほとんど知られることのなかった事実である。

「第8章 京都府教育会の夏期・冬期学校と臨時試験検定」（亀澤朋恵執筆）では、京都府教育会の教員養成事業について、梶山雅史が考察しなかった大正期以降の取り組みが検討された。

この後は「第2部 小学校教員検定制度利用の実際」として、第9章 昭和初期女性教員の小学校教員検定制度利用の事例研究—埼玉・群馬県での受験」（内田徹執筆）、「第10章 静岡県における小学校教員検定制度利用の実際に関する事例研究」（丸山剛史執筆）、「補論 長野県小学校教員検定制度に関する資料と制度利用者の事例」（丸山剛史執筆）の三つの論文

が収録されている。

いずれも受験者の側から見た制度の考察となっており興味深い。この制度は試験制度であるから、受験者の側からの考察がないと研究は完結しない。内田は、自らの祖母がこの制度の利用者であり、その合格体験記が早稲田大学出版部発行の講義録『高等女学講義』付録の雑誌『新天地』第2巻第3号（1936年12月発行）にされており、受験に至る経緯、教員免許状取得までの過程、当時の心境等が書かれている。また「実話 苦闘」と題する貴重な手記を祖母は残しており、その一部が資料として収録されている。

丸山も静岡県と長野県の地域が有する資料を渉猟し、この制度の利用者として喜多川平次郎、池谷（旧姓青嶋）貫一、石山脩平、小松伝七郎、三澤勝衛、小原福治、務台理作を発掘している。

本書に触発されたことを契機に、これからの研究を展望してみよう。まず、小学校教員検定制度史研究ではなく、丸山が多少意識しながら執筆している第10章のように、師範学校における養成と検定による資格付与の双方を視野に入れて、道府県ごとの総体的な教員養成史研究を進めることである。アメリカの教育は州ごとに大きく異なるから、アメリカ教育の研究をしようとすれば、州の数だけ研究者が必要であると聞いたことがあるが、それに倣えば、道府県に一人ずつ研究者が張りついて研究するのが理想ということになる。道府県ごとの教員養成史研究というと、影山昇『愛媛県師範教育の歴史』（青葉図書、1974年）、千葉昌弘『高知県師範教育の歴史』（高知大学、1992年）、平田宗史『福岡県教員養成史研究 戦前編』（海鳥社、1994年）等が頭に浮かぶが、いずれも師範学校の歴史研究であり、道府県の教員養成史を総体的に研究した

ものではない。

旧学制期における国家の教員養成政策の縛りは強かったが、本書が示すように、道府県ごとの教員養成政策はかなり多様性に富んでいたもので、それを道府県ごとに総体的にかつ通史的に明らかに必要があるし、そこまで研究を進めないといけない。大量の小学校教員を必要とし、それを正規の師範教育を経た教員で満たすことができない事情から出発した日本近代教育の状況を反映して検定制度が出現し、時代が下るにつれてその制度は定着していくが、その歴史の中で、師範学校制度と検定制度の関係を問う必要がある。現実の要請からこの二つの制度は出発したが、併存することに対する議論はなかったのだろうか。例えば国家レベルで考えると、文部省は、すべての教員を自らの意思が貫徹する師範学校出の教員で賄いたかったのだが、予算がそれを許さないという現実的な事情のために断念していたのか、教員世界にある程度の多様性を持たすことの意味を勘案して、検定制度による供給のルートを残すことを肯定していたのだろうか。あるいは現実を迫認して、二つの制度の併存は疑問視されることはなかったのだろうか。二つの制度が生み出す教員の資質をめぐる議論はなかったのだろうか。それらの疑問の解消が、筆者が考える道府県別小学校教員養成史の総体的研究の大きな課題である。

以下、思いつくままに具体的研究課題を個条的に列挙してみよう。

・研究の枠組に関わる大きな点から述べると、第1章を好個の手がかりとしながら、師範学校の歴史を追加し、道府県別の小学校教員養成史を通史的に把握することである。その際、時期区分(23頁)、小学校教員免許状を取得するにあたっての師範学校と試験検定と

無試験検定の三つのルート別免許取得比率(21頁図1-1)、制度が整った1920年代を例とする小学校教員免許状取得のルート図(40頁図1-3)などが重要な手がかりとなる。

・道府県の教員養成政策を研究する必要がある。道府県は毎年度、必要とされる教員数とその確保の方法を所要予算とともに議論していたと思われるので、道府県議会の議事を分析することにより、師範学校と検定制度の関係がどのように位置づけられていたのかを明らかにする。その際、両制度を通じて確保すべき教師像が、どのようなものとして議論されたのかについて留意する。なぜなら道府県の教員養成政策は、道府県が求める教師像を前提とし、それを師範教育と検定の両者を通じて確保すべく立案されていたのではないかと考えるからである。仮に実際はそうでない、あるいはそれを明瞭に示すことができないとしても、道府県の教員養成政策を歴史的に評価する観点としては必要であろう。

・道府県の教員養成政策を総体として研究する場合、試験検定制度と無試験検定制度を実施・運営するにあたって、教員養成行政の窓口としての学務課、師範学校、教育会、小学校教育現場がどのような役割を果たしたのかについて研究する必要がある。釜田によれば、1900(明治33)年の「小学校令」改正を受けて同年に制定された「小学校令施行規則」により小学校教員検定委員会の組織化が進められ、同委員会では会長、常任委員、臨時委員から構成され、会長には道府県視学官(後に内務部長、学務部長)、常任委員は試験検定と無試験検定の実施運営方針等の作成や合否判定、各種内規の制定等に携わり、試験の際に任命される臨時委員が試験問題の作成や採点等に従事したが、多くは師範学校教員であったことを記している(本書、31~32頁)。しかし、師範学校教員だけでなく、師範学校の附

属小学校教員や一般の小学校の校長、教育会の会員（退職教員）等が動員されることはなかったのだろうか。

また、無試験検定制度の研究には、この共同研究に途中まで参加し、宮城県の事例を詳細に研究した笠間賢二の指摘が重要である。釜田の引用から再引用する形になるが引用しておこう。

教員検定が府県単位で実施されていたこと、なかでも無試験検定は行政当局内部での認定という手続きであったこと、それゆえに府県単位の行政過程に深く入り込んだ検討を行わなければその実際が見えてこない（本書、159頁）。

笠間による宮城県を事例とする一連の研究は、本書巻末に収録されている「資料 小学校・国民学校教員検定関係文献目録（稿）」を参照されたい。

・「小学校教員無試験検定認定校」の研究をさらに進めることである。このテーマは、先に記した本書の起点となった井上科研において井上が見出した制度で、その後粘り強く追究し、本書第4章がその到達点である。第5章、第6章、第7章もその事例研究である。その制度の実態はきわめて複雑で、筆者は第4章をかなり読み込んだが依然として理解が追いつかない部分が残っているし、井上も第4章の最後を「『認定校』の定義の困難さ」で締めくくっている。

・第9章、第10章、補論が試みているように、受験者にとって教員検定制度が持った意味を考えることである。この制度を経験した人がおそらく皆無となった現在、経験者からの聞き取り調査はできない。残る手立ては、彼らが残した言説を丁寧に収集し、読解することである。まず依拠すべきは、小学校教員検定志望者向けの『教員受験生』に掲載され

た受験（合格）体験記である。この雑誌については第1章が詳しい。次いで、丸山が行ったように、道府県の図書館や文書館の地域資料・郷土資料を渉猟することだろう。道府県史や道府県教育史が調査対象であることはいうまでもない。

研究課題はまだまだ尽きないが、紙幅も残り少ないので、どうしても書き残しておきたいことを二つ書いておく。一つは、筆者は本書のテーマを小学校教員養成史研究の一環として考えているということである。小学校教員検定制度を立身出世の跳躍台として捉え、実践した人がいたことは事実であり、丸山が指摘するとおり、務台理作や南原繁のように、後年大きな仕事をした知識人がこの資格制度の恩恵に浴したという事実がある。そういう点では教育社会史の素材としては好個のテーマなのかもしれないが、あくまで筆者の主たる関心は、養成しようとした、あるいは養成した教師の資質の内実にあり、彼らが日本の小学校教育の充実・発展のためにどのように貢献したのか、あるいはしなかったのかについて研究したい。

いま一つは、時間と資金が極端に削られた現在の研究環境のもとで、果たして本研究に取り組む人が現れるのかという深刻な懸念である。宮城県の県庁文書を詳細に研究した笠間賢二は、次のように述べている（本書、159頁、釜田の引用から再引用）。

免許行政は今も昔も複雑で繁雑であり、その実施過程は実に煩瑣な実務的处理という様相を濃厚にもっている。したがって、それを対象とする研究も実に細かい根気の要る作業を強いられることになる。

「実に細かい根気の要る作業を強いられる」

のは、この研究テーマだけでない。すべての
学術研究に該当する真理である。研究者に潤
沢な時間と最低限度の研究費を保障すること
が、喫緊の課題である。氣息奄奄たる日本の
学術研究が再び甦る秘策はそれしかない。

(学文社刊 2025 年 2 月 A 5 判 325 頁 本
体価格 4,300 円＋税)